

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
	大阪市 こども医療費助成事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、こども医療費助成事務で特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

こども医療費助成事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持及び秘密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規定の確認を行っている。

評価実施機関名

大阪市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム4	
①システムの名称	Public Medical Hub (PMH)
②システムの機能	<p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務></p> <p>①情報登録機能及びPMH-ID採番依頼機能等 大阪市で管理している個人番号及び公費医療費助成の資格情報等をPublic Medical Hub(PMH)に登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMHキーを自動採番する。すでにPMHキーが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMHキーを利用する。</p> <p>②情報連携機能(医療機関システム) ・PMH連携キーを利用した情報提供機能 医療機関からの問い合わせに対し、公費医療費助成の資格情報を連携する。 医療機関のオンライン資格確認端末で、患者(利用者)がマイナンバーカードで認証及び同意することにより、オンライン資格確認等システム上で都度、PMH連携キーが生成され、公費医療費助成の資格情報の照会が行われる。Public Medical Hub(PMH)は、PMH連携キーからPMHキーを復号し、PMHキーに紐付けられた公費医療費助成の資格情報を医療機関システムへ提供する。</p> <p>③情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub(PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMHキーと紐付けてPublic Medical Hub(PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報提供機能 公費医療費助成の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐づくPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub(PMH)は、PMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐づく公費医療費助成の資格情報をマイナポータルへ提供する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (医療助成システム(国民健康保険等システム内)、医療機関システム、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
こども医療費助成事務情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p><子ども医療費助成の資格付与時(こども医療証発行時)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・府補助金の算定に必要な保護者の所得が、本市の税務事務システムで確認できない場合に、保護者の所得の特定を正確かつ効率的に行うため必要である。 ・健康保険証とマイナンバーカードの一体化(マイナ保険証)への移行に伴い、資格の認定に必要な健康保険情報の取得を正確かつ効率的に行うため必要である。 <p><子ども医療費助成のオンライン資格確認時></p> <p>助成対象者が医療機関等を受診した際、医療機関が公費医療費助成の資格確認を行うことができるよう、PMHIに登録されたPMHキーを特定し、最新の資格情報を提供するために必要である。</p>
②実現が期待されるメリット	<p><子ども医療費助成の資格付与時(こども医療証発行時)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・府補助金の算定において、これまで窓口で求めていた課税証明書の省略が可能となり、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの軽減)となり、利便性が向上する。 ・府補助金の算定において必要な保護者の地方税情報の入手により、事務の効率化につなげる。 ・資格の認定に必要な健康保険情報の取得が正確かつ効率的に行われることにより、事務の効率化につなげる。 <p><子ども医療費助成のオンライン資格確認時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療証がマイナ保険証に紐づけられることにより、将来的には紙の医療証不要となる。 ・住民の利便性向に資するとともに、住民に対して薬剤や診療のデータに基づくよりよい医療の提供が図られる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第2項 ・番号法第19条第6号 ・大阪市個人番号の利用等に関する条例
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第9号、市番号条例別表第1の第4の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
②所属長の役職名	こども青少年局長
8. 他の評価実施機関	
なし	

別紙1のとおり

(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
こども医療費助成事務情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・18歳まで(18歳に達した日以後における最初の3月31日まで)のこども ・こどもの保護者
その必要性	こども医療費助成の対象者として給付を受ける資格期間の確認やこども医療証の発行履歴の確認に必要であるため
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 ・保護者判定所得 [<input type="checkbox"/>] その他 (・<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係るこども医療費助成事務> 医療助成資格情報
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・その他識別番号……管理する対象の個人を特定するため ・4情報……管理する対象の個人を特定するため ・連絡先……対象者と連絡をとる際に必要なため ・その他住民票関係情報……管理する対象の個人を特定するため ・医療保険関係情報……こども医療費助成は医療保険本体の給付金を除いた部分を助成するため ・保護者判定所得……こども医療にかかる府補助金の判定を行うため ・<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係るこども医療費助成事務> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 識別情報(その他識別情報) PMHキー、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 自治体業務ID…PMH内で公費医療の種類を区別するために必要となる。 ▶ 業務関係情報(その他) 医療助成資格情報…医療費助成事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、PMHが、外部と情報連携するために必要となる。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	

<p>⑥事務担当部署</p>	<p>大阪市子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課、大阪市医療助成費等償還事務センター、大阪市北区役所福祉課、大阪市都島区役所保健福祉課(福祉・介護保険・子ども教育)、大阪市福島区役所保健福祉課(保健福祉)、大阪市此花区役所保健福祉課(福祉)、大阪市中央区役所保健福祉課(子育て支援・保育)、大阪市西区役所保健福祉課(地域福祉・介護保険・子育て支援)、大阪市港区役所保健福祉課(保健福祉)、大阪市大正区役所保健福祉課子ども教育グループ、大阪市大正区役所保健福祉課(保健・福祉)、大阪市天王寺区役所保健福祉課(福祉サービス)、大阪市浪速区役所保健福祉課(保健子育て支援)、大阪市西淀川区役所保健福祉課(子ども福祉)、大阪市淀川区役所保健福祉課(子ども教育)、大阪市東淀川区役所保健福祉課(子育て・教育)、大阪市東成区役所保健福祉課(児童・保健)、大阪市生野区役所保健福祉課(保健福祉)、大阪市旭区役所保健子育て課、大阪市城東区役所保健福祉課(子育て教育)、大阪市鶴見区役所保健福祉課(子育て支援)、大阪市鶴見区役所保健福祉課(保健福祉)、大阪市阿倍野区役所保健福祉課(地域保健・保健活動・子育て支援)、大阪市阿倍野区役所保健福祉課(福祉・介護保険)、大阪市住之江区役所保健福祉課(福祉・高齢・介護保険)、大阪市住吉区役所保健福祉課、大阪市東住吉区役所保健福祉課(福祉担当)、大阪市平野区役所保健福祉課、大阪市西成区役所子育て支援担当</p>
----------------	---

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民局総務部総務課、財政局税務部課税課、福祉局生活福祉部保険年金課、福祉局生活福祉部保護課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市町村地方税担当課) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (医療機関、社会保険診療報酬支払基金、各医療保険者) <input type="checkbox"/> その他 (大阪府国民健康保険団体連合会)
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (医療保険者等向け中間サーバー、医療機関用アプリ、マイナポータル)
③入手の時期・頻度	<p><医療助成システム(国民健康保険等システム内)に関わるもの> 医療証交付申請時、世帯情報変更時等に、健康保険情報や税情報等、個別に入手している。</p> <p><統合基盤システムに関わるもの> 団体内統合宛名番号等の統合基盤システムで管理する情報について、随時もしくは定期的に連携。</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務> PMHキーの採番処理依頼時に都度、医療保険者等向け中間サーバーから特定個人情報を入手する。</p>
④入手に係る妥当性	<p>保護者より、医療証交付申請や世帯員に変更が生じた際に、大阪市子ども医療費助成規則に沿った内容であるか審査、または異動状況把握を行うため、住民基本台帳情報や健康保険情報、税情報等を入手している。</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務> 外部との情報連携のため、PMHキーの採番処理依頼時に医療保険者等向け中間サーバーから自動的に入手される。</p>
⑤本人への明示	<p>子どもの保護者または保護者の代理人から入手する情報については、利用目的を本人に明示し同意を得て入手する。</p>
⑥使用目的 ※	<p>子ども医療費助成の資格管理、支給決定</p>
	<p>変更の妥当性</p>
⑦使用の主体	<p>使用部署 ※</p> <p>大阪市子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課、大阪市医療助成費等償還事務センター、大阪市北区役所福祉課、大阪市都島区役所保健福祉課(福祉・介護保険・子ども教育)、大阪市福島区役所保健福祉課(保健福祉)、大阪市此花区役所保健福祉課(福祉)、大阪市中央区役所保健福祉課(子育て支援・保育)、大阪市西区役所保健福祉課(地域福祉・介護保険・子育て支援)、大阪市港区役所保健福祉課(保健福祉)、大阪市大正区役所保健福祉課子ども・教育グループ、大阪市大正区役所保健福祉課(保健・福祉)、大阪市天王寺区役所保健福祉課(福祉サービス)、大阪市浪速区役所保健福祉課(保健子育て支援)、大阪市西淀川区役所保健福祉課(子ども福祉)、大阪市淀川区役所保健福祉課(子ども教育)、大阪市東淀川区役所保健福祉課(子育て・教育)、大阪市東成区役所保健福祉課(児童・保健)、大阪市生野区役所保健福祉課(保健福祉)、大阪市旭区役所保健子育て課、大阪市城東区役所保健福祉課(子育て教育)、大阪市鶴見区役所保健福祉課(子育て支援)、大阪市鶴見区役所保健福祉課(保健福祉)、大阪市阿倍野区役所保健福祉課(地域保健・保健活動・子育て支援)、大阪市阿倍野区役所保健福祉課(福祉・介護保険)、大阪市住之江区役所保健福祉課(福祉・高齢・介護保険)、大阪市住吉区役所保健福祉課、大阪市東住吉区役所保健福祉課(福祉担当)、大阪市平野区役所保健福祉課、大阪市西成区役所子育て支援担当</p>
	<p>使用者数</p> <p>[100人以上500人未満]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>こども医療費助成の資格情報を適正に管理し、それを基に給付内容、給付を受ける期間を併せて管理することで、こども医療費助成制度の健全な運営を行う。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係るこども医療費助成事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、大阪市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、Public Medical Hub (PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub (PMH)が連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMHキーを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub (PMH)に伝送する。なお、採番処理時には、Public Medical Hub (PMH)が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金が医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことが可能となる。 ・PMHキーが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub (PMH)で共有されることでマイナポータルや医療機関システムから公費資格情報の取得/閲覧を行うといった情報連携が可能となる。
<p>情報の突合 ※</p>	<p>住所、氏名、生年月日等を基に突合し個人を特定のうえ、資格取得・給付の要件情報を収集する。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>有資格者の世帯数および受給者数、医療証の発行交付件数、月間並びに年間の資格取得・喪失の件数などの統計、給付に関する統計を行う。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係るこども医療費助成事務> 特定の個人を判別しうような情報の統計や情報の分析は行わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>資格付与、医療証の発行、却下処分、こどもの医療費に対する支給決定</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成11年4月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない (<input type="checkbox"/> 4) 件 <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない </div>
委託事項1	システム保守・運用業務
①委託内容	医療助成システム(国民健康保険等システム内)の定常的な運用業務及びメンテナンス等の保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 </div>
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
その妥当性	医療助成システム(うち、国民健康保険等システム)の安定稼働のため従来よりシステム保守業務を委託しており、個人番号取得後においても安定的な維持管理のため委託する。
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (委託先へ特定個人情報ファイルを提供することはない(作業は本庁舎等設置端末を利用))
⑤委託先名の確認方法	大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名	株式会社NTTデータ関西
再委託	<div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない </div>
⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する
⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査し、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。
⑨再委託事項	システム保守等における設計・製造・試験の一部業務

委託事項2		中央情報処理センター運用業務委託
①委託内容		中央情報処理センターで運用する業務システムの実行監視、入出力媒体の管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <small><選択肢></small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。	
その妥当性	システムの安定した運用実現のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (情報システム室内でシステムを直接操作させており、委託先に特定個人情報を提供することはない。)
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		株式会社NTTデータ関西
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。
	⑨再委託事項	中央情報処理センターで運用する業務システムの実行監視、入出力媒体の管理における一部業務

委託事項3		基幹系システム統合基盤運用保守
①委託内容		基幹系システム統合基盤の維持管理にかかる運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。	
その妥当性	安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (サーバー設置場所、または中央情報処理センター内の情報システム室に) おける運用保守のみのため提供しない。
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		株式会社NTTデータ関西
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。
	⑨再委託事項	統合基盤システムに関する製造、試験、環境構築(本番・保守)、及び運用保守における一部業務

委託事項4		Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱
①委託内容		Public Medical Hub (PMH) の利用・情報連携業務及び運用保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
	その妥当性	Public Medical Hub (PMH) は国(デジタル庁)が構築し、希望する市区町村が利用するが、その適切な管理のため運用保守、PMHキーの採番において特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。ただし、PMHに格納された特定個人情報は、自動処理により再委託先に情報連携されるため、国(デジタル庁)は特定個人情報にアクセスすることはない。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN又は閉域網回線を用いた提供)
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		国(デジタル庁)
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面又は電磁的方法による承諾
	⑨再委託事項	<Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務> ・Public Medical Hub (PMH) の運用保守 ・PMHキーの採番 ・PMHキーを介した医療機関システム・マイナポータルへの情報連携 ※情報連携はPMHキーを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。

委託事項5		バックアップ用媒体の運搬及び保管業務委託
①委託内容		災害時等のデータ復旧のためバックアップデータを記録した外部記憶媒体の運搬および保管。 外部記憶媒体を保護ケースに格納し施錠したうえで遠隔地へ保管を委託する。また、当該データ必要時には本市へ当該媒体を格納した保護ケースを配送する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの全体	
その妥当性	災害時においてもシステムを復元し稼働を継続させるため、復元対象となる情報の保管を専門の民間事業者へ委託している。なお、保管するのみで直接的に個人情報にアクセスすることはないが、基本的な個人情報の取り扱いについては契約条項に定めている。	
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (鍵付の保護ケースに媒体を格納し、委託業者に預けている。)
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		株式会社NXワンビシアーカイブズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項6～10			
委託事項6	中央情報処理センター第二別館運用業務委託		
①委託内容	バックアップ用媒体の管理		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	災害時においてもシステムを復元し稼働を継続させるため、復元対象となる情報を保存した媒体の管理、保管業者への受け渡しを委託している。なお、媒体作成は自動処理を行っているため、サーバ室のテープ装置でのテープ装填・取り出し作業のみで個人情報にアクセスすることはないが、基本的な個人情報の取り扱いについては契約条項に定めている。	
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (サーバ室内で鍵付きのサーバラックに設置されたテープ装置に対してテープを装填・取り出し作業を実施しており、委託先に特定個人情報を提供することはない。)		
⑤委託先名の確認方法	大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。		
⑥委託先名	株式会社オプテージ		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※

1. 特定個人情報の保管場所

- ・特定個人情報はシステム用ファイルとして国民健康保険等システム及び統合基盤システムのサーバー内に格納している。
- ・バックアップデータを記録したCD等の外部媒体を作成する場合は情報システム内またはサーバ室内の保管庫に格納している。
- ・申請書等の紙媒体は鍵のかかるロッカーや保管庫で保管している。

2. 保管場所の状況

- ・国民健康保険等システム及び統合基盤システムのサーバーは、入退館管理を24時間行う警備員を配置し、機械警備の実施や館内に監視カメラを設置する中央情報処理センター第二別館(民間データセンター)内のサーバ室に設置している。
- ・中央情報処理センター第二別館(民間データセンター)は入館時に警備員による身分証明書による本人確認、ICカード認証を実施しており、退館時にもICカード認証を実施している。また、サーバ室についてはICカードと生体認証装置により入退室認証を実施している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
- ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務>

Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。

- ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理
- ・論理的に区分された大阪市の領域にデータを保管する。
- ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。
- ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
- ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。
- ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p>4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p>7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p>10) 定められていない</p> <p>[定められていない]</p>
	その妥当性	保管期間について、業務ごとに定められた保管期間があるため、こども医療費助成事務情報ファイル全体で同一の保管期間は定められていない。
③消去方法	<p>【電子データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データについては、保管期間の満了後システムにてデータベースより削除する。 ・CD等の外部媒体については、物理的破壊を行う。 <p>【紙書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又により完全に消去する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係るこども医療費助成事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub (PMH) を用いて消去することができる。 ・大阪市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。 	
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<医療助成システム(国民健康保険等システム内)子ども医療費助成>

・国介住基__個人基本情報

1国保区名コード、2整理番号1、3異動番号、4直近区分、5市異動番号、6整理番号2、7住基区名コード、8氏名__姓__カナ、9氏名__名__カナ、10氏名__姓名__カナ、11氏名__姓名__漢字、12英字__姓__半角、13英字__名__半角、14英字__姓名__半角、15英字__姓名__全角、16氏名__姓名__併記、17氏名__変更年月日、18生年月日、19市内住所コード、20性別コード、21続柄コード、22続柄__変更年月日、23世帯主氏名、24英字世帯主氏名、25市民日、26市届出日、27区民日、28区届出日、29個人の住定年月日、30個人の住定事由、31個人の住定届出年月日、32個人の減年月日、33個人の減事由、34個人の減届出年月日、35異動年月日、36異動事由、37異動届出年月日、38消除区分、39住民区分、40住民票出力順位、41回復区分、42外国人登録番号、43在留カード等の番号、44通称名__姓__カナ、45通称名__名__カナ、46通称名__姓名__カナ、47通称名__姓名__漢字、48通称名__変更年月日、49国籍コード、50第30条の45に規定する区分、51在留資格コード、52在留資格__変更年月日、53在留期間等、54在留期間等の満了の日__年月日、55外国人住民となった日__年月日、56在留期間__自、57在留期間__至、58日本字、59個人番号、60現住所__自治体コード、61現住所__丁目コード、62現住所__番、63現住所__号、64現住所__枝、65現住所__地番編集コード、66現住所__郵便番号、67現住所__方書、68転入前住所__住所種別区分、69転入前住所__定型事由コード、70転入前住所__自治体コード、71転入前住所__丁目コード、72転入前住所__漢字自治体、73転入前住所__漢字丁目、74転入前住所__郵便番号、75転出先住所__住所種別区分、76転出先住所__定型事由コード、77転出先住所__自治体コード、78転出先住所__丁目コード、79転出先住所__漢字自治体、80転出先住所__漢字丁目、81転出先住所__郵便番号、82更新年月日、83更新ユーザID

・国保宛名__個人基本情報

1国保区名コード、2整理番号1、3整理番号2、4氏名__姓__カナ、5氏名__名__カナ、6氏名__姓名__漢字、7英字__姓名__全角、8氏名__変更年月日、9生年月日、10性別コード、11続柄コード、12続柄__変更年月日、13世帯主氏名、14英字世帯主氏名、15市民日、16市届出日、17区民日、18区届出日、19増年月日、20増事由、21増届出日、22減年月日、23減事由、24減届出日、25異動年月日、26異動事由、27異動届出年月日、28消除区分、29市内住所コード、30市内住所方書、31国保資格住民区分、32国保資格証記載優先区分、33国保資格氏名区分、34医助資格証記載優先区分、35医助資格氏名区分、36住基突合区分、37被爆者区分、38外字区分、39再転入処理区分、40在留カード等の番号、41通称名__姓__カナ、42通称名__名__カナ、43通称名__姓名__漢字、44通称名__変更年月日、45国保通称名__姓__カナ、46国保通称名__名__カナ、47国保通称名__漢字、48国保氏名__変更年月日、49保険通称名__姓__カナ、50保険通称名__名__カナ、51保険通称名__漢字、52保険氏名__変更年月日、53国籍コード、54第30条の45に規定する区分、55在留資格コード、56在留資格__変更年月日、57在留期間等、58在留期間等の満了の日__年月日、591月1日時出力制限区分、601月1日時住所コード、611月1日時住所__漢字、621月1日時住所方書、631月1日時郵便番号、641月1日時年度、651月1日時世帯主氏名、661月1日時旧姓、67転入区分、68転入年月日、69転入事由、70転入届出日、71転入前住所コード、72転入前住所__漢字、73転入前住所方書、74転入前郵便番号、75転入前世帯主氏名、76転入前英字世帯主氏名、77転出区分、78転出年月日、79転出事由、80転出届出日、81転出先住所コード、82転出先住所__漢字、83転出先住所方書、84転出先郵便番号、85転出先世帯主氏名、86転出先英字世帯主氏名、87被保険者証番号、88老健資格受給者番号、89老人資格受給者番号、90重障資格受給者番号、91ひとり親資格受給者番号、92子ども医療資格受給者番号、93一負資格受給者番号、94国保資格状態区分、95国保資格取得日、96国保資格喪失日、97老健資格取得日、98老健資格喪失日、99老人資格取得日、100老人資格喪失日、101旧一負資格取得日、102旧一負資格喪失日、103重障資格取得日、104重障資格喪失日、105ひとり親資格取得日、106ひとり親資格喪失日、107子ども医療資格取得日、108子ども医療資格喪失日、109国保特定疾病取得日、110国保特定疾病喪失日、111国保食事療養費取得日、112国保食事療養費喪失日、113老健特定疾病取得日、114老健特定疾病喪失日、115老健食事療養費取得日、116老健食事療養費喪失日、117老健入院時一負取得日、118老健入院時一負喪失日、119一負資格取得日、120一負資格喪失日、121介護2号資格状態区分、122介護2号資格取得日、123介護2号資格喪失日、124更新年月日、125更新ユーザID

・医助共通__資格情報

1国保区名コード、2整理番号1、3資格制度区分、4異動番号、5整理番号2、6受給者番号、7ひとり親世帯番号、8ひとり親個人連番、9ひとり親個人異動番号、10ひとり親個人番号、11資格区分、12直近区分、13市内住所コード、14市内住所方書、15免除事由、16保険者法別番号、17取得年月日、18取得事由、19取得届出年月日、20喪失年月日、21喪失事由、22喪失届出年月日、23給付開始年月日、24証不作成区分、25送付先区分、26証更新時所得相当年度、27証更新時所得履歴番号、28証更新時所得入力区分、29証更新時控除額、30変更後控除額、31証更新時所得相当年度2、32証更新時所得履歴番号2、33証更新時控除額2、34変更後控除額2、35社保本人特定有無、36後期高齢移行非該当区分、37除外区分、38別居監護有無区分、39最新医療証交付履歴番号、40最新障がい履歴番号、41最新主保険履歴番号、42続柄区分、43最新医療証更新年度、44障がい区分、45障がい者食事区分、46精神病床入院助成区分、47住所地特例区分、48施設名、49施設住所コード、50施設住所漢字、51施設郵便番号、52住所地特例適用年月日、53住所地特例適用届出年月日、54住所地特例解除年月日、55住所地特例解除届出年月日、56更新年月日、57更新ユーザID

・医助共通__証交付情報

1国保区名コード、2整理番号1、3資格制度区分、4異動番号、5証交付履歴番号、6ひとり親世帯番号、7ひとり親個人連番、8ひとり親個人異動番号、9証交付年月日、10証交付区分、11保険者法別番号、12証有効期限__自、13証有効期限__至、14証回収対象年月日、15証回収完了年月日、16証回収対象区分、17証回収区分、18証回収通知発行区分、19証訂正対象年月日、20証訂正完了年月日、21証訂正対象区分、22証訂正区分、23証訂正通知発行区分、24障がい者食事区分、25更新年月日、26更新ユーザID

・医助共通__関係者情報

1国保区名コード、2整理番号1、3資格制度区分、4異動番号、5関係者連番、6ひとり親世帯番号、7関係者国保区名コード、8関係者整理番号1、9関係者該当年月日、10関係者非該当年月日、11申請者区分、12市内住所コード、13市内住所方書、14証更新時所得相当年度、15証更新時所得履歴番号、16証更新時所得入力区分、17証更新時控除額、18変更後控除額、19証更新時所得相当年度2、20証更新時所得履歴番号2、21証更新時控除額2、22変更後控除額2、23更新年月日、24更新ユーザID

<Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係るこども医療費助成事務における追加の記録項目>

(1)対象者情報

- ・個人番号 ・PMHキー ・PMH仮名識別子 ・基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)
- ・自治体コード ・自治体業務ID ・連携ファイル名 ・連携日時
- ・連携処理ステータス/エラー内容 ・制御フラグ(不開示/閲覧停止)
- ・その他管理番号・ID等(履歴ID、属性ID)

(2)ユーザー情報

- ・機関マスタID ・機関ユーザーID ・メールアドレス ・ユーザー氏名 ・ユーザー区分
- ・ユーザー権限ID ・個人番号閲覧可能フラグ ・ユーザー削除フラグ

(3)医療助成資格情報

- ・受給者証種別ID ・受給者証名 ・受給者証ID ・受給者証券面情報 ・受給者証項目情報
- ・表示順番号 ・公費ID ・区分 ・公費負担者番号 ・公費受給者番号
- ・自己負担上限情報(自己負担上限額ID、自己負担上限額種別、負担定義、負担率、金額、回数)
- ・有効期間 ・強制失効日 ・医療機関コード ・指定医療機関情報

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

こども医療費助成事務情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク

<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p><本人からの情報入手> ・保護者等または本人が書面を提出する際に、本人（世帯員含む。以降、同様の定義とする）が本人以外の情報、必要以上の情報を誤って記載することがないように、チェックを行う。 ・医療証の交付申請等に関し、個人番号カード（または、通知カードと顔写真入りの官公署発行の身分証明書等）で申請者の本人確認を行う。</p> <p><他部署からの情報入手> ・情報入手の際、個人番号により4情報（氏名、性別、生年月日、住所）を確認することにより、対象外の情報を入手するリスクを低減する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係るこども医療費助成事務における追加措置> ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム（各業務システム）からPublic Medical Hub (PMH) に連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・Public Medical Hub (PMH) のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>
<p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p><本人からの情報入手> ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。</p> <p><他部署からの情報入手> ・情報入手の際、業務要件上、不要な項目は取得できないようにすることにより、対象外の項目を入手するリスクを低減する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係るこども医療費助成事務における追加措置> ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH) へは、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目（PMHキーと個人番号）のみが返却されるようシステムの的に制御している。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><本人からの情報入手> ・個人情報の収集にあたっては、届出人本人から収集することを原則としている。 ・権利のない者からの届出を受付ないように届出人要件の確認を徹底する。</p> <p><他部署からの情報入手> ・事務を行う上で従事者からの国民健康保険等システム及び統合基盤システムへのアクセスは権限が付与された者しか利用できないよう認証機能を設けている。また、業務に必要な情報のみを手入できるようにする。</p> <p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係るこども医療費助成事務における追加措置> ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH) へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目（PMHキーと個人番号）のみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・Public Medical Hub (PMH) のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口申請の場合は番号法第16条に基づいた本人確認の措置を行う。 ・郵送等申請の際は、申請書に記載された個人番号の確認のため、本人確認書類の複写等を基に確認する。 <p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Public Medical Hub (PMH) が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード等の提示を受け、本人確認終了後、システムにて個人番号に相違ないか確認を行う。 <p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Public Medical Hub (PMH) が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p><本人からの情報入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の申し出に基づき、特定個人情報を最新の情報に保つよう努める。 ・住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を取得する。 ・問題がある場合は本人への聞き取りや他部署・他団体への照会を行い、内容の正確性確保を図る。 <p><他部署からの情報入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の情報については、住基システムから情報を定期的に取得する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><本人からの情報入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出関係の書類は、受付後は鍵付きの書庫等で管理・保管する。 <p><他部署からの情報入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・照会情報を記載した保管不要な書類は、システムへの入力等を終えた後に、速やかに(シュレッダーで)処分する。 ・事務を行う上で従事者からの統合基盤システムへのアクセスは本市専用回線によるセキュアなネットワーク利用に限定する。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシーの周知等を従事者に行う。また、情報漏えい等の防止のため、責任者の許可なく端末機又は記録媒体等を執務室以外に持出すことの禁止や、アクセス権限の管理、システムへのアクセス記録、コンピュータウイルス対策などを実施。 ・定期的及び随時にウイルス対策ソフトウェアの更新を行う。 <p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Public Medical Hub (PMH) と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーは、暗号化された閉域網で接続される。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)に接続できるシステムは番号法で定められたものに限定しており、番号法に関係しないシステムが連携することはできない。 ・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)から国民健康保険等システムには直接アクセスできない仕組みのため、統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)が情報の紐付けを行うことはできない。 ・統合基盤システム(宛名情報等管理機能)には個別業務の特定個人情報を保有しない。 ・番号法に関係する事務を行う部署において、権限を付与された者のみ統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)にアクセス可能な仕組みとする。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係るこども医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Public Medical Hub (PMH)にアクセスする大阪市の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関システムからは既存の閉域網経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないよう制御している。 ・住民からはインターネットからマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険等システムを使用するための端末は、他のシステム(介護)も起動できるが、こども医療費助成事務を担当する職員が使用できるのは、国民健康保険等システムのうち医療助成システムのみに限られている。したがって、こども医療費助成事務情報ファイルにのみアクセスでき、その他の事務に用いるファイルにはアクセスできないよう、アクセス制御を行っている。 ・国民健康保険等システムから情報連携ネットワークに接続して情報照会を行う場合は、番号法に定められた事務の範囲で許可された情報のみを閲覧するようにシステム構築する。 ・国民健康保険等システム及び統合基盤システムは、番号法において各事務で提供が求められた情報のみを中間サーバーに登録・変更できる仕組みとする。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係るこども医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Public Medical Hub (PMH)にアクセスする本市職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関システムからは既存の閉域網経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないよう制御している。 ・住民からはインターネットからマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p style="margin-left: 100px;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

<p>ユーザ認証の管理</p>	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 行っている 2) 行っていない</p>
<p>具体的な管理方法</p>	<p>＜医療助成システム(国民健康保険等システム内)における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険等システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行っている。 ・ネットワークユーザIDについては、管理者が管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、無効の設定を行う。 ・パスワードは定期的に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。 <p>＜統合基盤システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザIDを付与し、IDとパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行っている。 ・パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。 <p>【なりすまし防止策】</p> <p>従事者には次の事項の遵守を求め、利用ユーザID、パスワードを適切に管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ID、パスワードは第三者に知られないように管理する。 ・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じない。 ・パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものとする。 ・パスワードは定期的に変更する。 ・端末機等のパスワードの記憶機能を利用しない。 ・パスワードが流出した可能性がある場合は、速やかに端末機管理者に報告し、パスワードを変更する。 ・使用する機器や記録媒体について、権限を有しない者の使用や閲覧を防止するため、端末機から離れる場合にはログオフにする等適切な措置を講じる。 <p>＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務における追加措置＞</p> <p>権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市は、Public Medical Hub (PMH)のアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub (PMH)のログインはユーザID・パスワードで行う。 ・Public Medical Hub (PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub (PMH)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。
<p>アクセス権限の発効・失効の管理</p>	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 行っている 2) 行っていない</p>
<p>具体的な管理方法</p>	<p>＜国民健康保険等システムにおける措置＞</p> <p>【アクセス権限の発効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上必要なユーザIDを確認し、アクセス権限管理を行う管理者へ発効の申請を行う。 <p>【アクセス権限の失効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上不要となったユーザIDを確認し、アクセス権限管理を行う管理者へ失効の申請を行う。 <p>＜統合基盤システムにおける措置＞</p> <p>【アクセス権限の発効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システムを操作する従事者の権限に応じたユーザID、アクセス権限の割付を行う。 <p>【アクセス権限の失効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当替え等により操作権限を無くした者のユーザIDやアクセス権限について利用無効や権限削除を行う。 <p>＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務における追加措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Public Medical Hub (PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、申請者に対して管理表に基づき適切なアクセス権限を付与する。 ・人事異動や退職等があった際は、異動情報に基づき、不要となったアクセス権限を管理し、失効させる。

アクセス権限の管理	<input type="checkbox"/> 行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><国民健康保険等システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・ユーザID単位で業務権限を設定し、システム内で利用可能な業務を制限している。 ・ユーザIDやアクセス権を国民健康保険等システムを管理する課長と事業所管課の課長が定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除する。 <p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作部署や業務システムの管理者からの申請に基づき、従事者へユーザID及び権限を付与する。担当替え等の際は、システム及び管理者により利用を無効とする。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共用IDは発行せず、必ず個人に対し、ユーザIDを発行する。 ・パスワードの有効期限を設定する。 ・管理者が定期的に管理表を確認し、必要に応じて見直しを行う。
特定個人情報の使用の記録	<input type="checkbox"/> 記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><国民健康保険等システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険等システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 ・操作者は個人まで特定でき、記録は5年間保管する。 <p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システムのアクセスログ、操作ログを記録し、事務運用で必要となる期間と同一の期間保管する。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【職員の情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の利用を事務の目的の達成に必要な範囲内に限定し、事務目的外の利用・提供を禁止している。 ・研修の実施等により、個人情報保護及び情報セキュリティ意識の向上を図る。 ・利用システムに関する実施手順及び知識について研修を行う。 ・国民健康保険等システム、及び統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し、不適切な利用を抑止する。 <p>【委託事業者の情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者に対しては目的外利用禁止を契約で定めており、従事者の教育訓練を義務付けている。 <p>【職員の違反措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の使用記録より必要に応じて記録の解析(平成29年1月からは随時記録確認可となる)を行い、事務外の利用有無を確認する。 ・違反行為を行った場合は法の罰則規定により措置を講ずる。なお、本市では懲戒処分に関する指針により、次の事項の違反時には懲戒処分の対象としており、事務外の使用を抑制している。 個人情報の漏えい 個人情報の目的外使用 情報セキュリティポリシー違反 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。大阪市は、当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【職員の情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険等システムの運用に関わる職員を対象に、当該システム及び当該システムにより処理されるデータに関する情報セキュリティの実施手順並びに実施に必要な知識及び技術について研修を行う。 <p>【委託事業者の情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先に対しては委託契約書にてデータの無断使用及び第三者への提供の禁止や、複写及び複製の禁止をしている。さらに、委託事業者において、当該従事者に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認している。 <p><国民健康保険等システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険等システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。 ・USBメモリやCD等の外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止している。 <p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存システム(各業務システム)から特定個人情報を抽出したCSVファイルをPublic Medical Hub (PMH)へ登録する際は、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・本市の既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)への特定個人情報の連携は、情報漏洩を防止するために暗号化された通信回線(LGWAN又はその他の閉鎖網回線)を利用した接続のみが認められる。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のあるものしか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・システムにアクセスする職員に潰え、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<p>【業者選定時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先を選定する際の要件に、プライバシーマークを取得若しくはISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を受けていることを義務付けている。 <p>【契約時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約書において次の事項を定めている。 <ul style="list-style-type: none"> ア 個人情報保護に関する規程、体制の整備 イ 個人情報保護に関する安全管理措置 ウ 情報セキュリティ対策の実施責任者の配置 適切な社内における情報保護管理体制が構築されているか、管理体制の説明を求め確認している。 必要に応じ、事業者の管理記録簿の確認又は作業場所の立入検査を実施する。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪市は、Public Medical Hub (PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを国(デジタル庁)に委託することとする。 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に基づき、委託先となる国(デジタル庁)の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。
-------------	---

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[制限している] <選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 制限している 2) 制限していない</p>
-----------------------	--

具体的な制限方法	<p>委託契約書に次の規定を設ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① アクセス権限を付与する業務員の名簿の提出と、それ以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止している。 ② データの機密保持に関する事項を明記し、委託処理の際にデータ保護に関する委託先の規程の確認を行っている。 ③ 委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書に定め、秘密保持に関する覚書を提出させている。 ④ 委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認している。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪市がアクセス権限の管理状況を確認できる。 アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。 アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。 アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。 <p>※特定個人情報に係るアクセス権限は、再委託先(PMHキー採番や運用保守)のみに付与される。</p>
----------	---

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
-------------------	--

具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報が記録されたサーバー等での作業については、事前に作業報告の提出を求める。 システム作業のためにサーバー等のメンテナンス用のID、パスワード及びデータベースのメンテナンス用ID、パスワードを利用させており、当日の作業報告と照合することで作業者の特定ができる。 上記の作業実績等については、磁気ディスクに記録し毎日蓄積・保存する。保存した記録については、1ヵ月分を磁気ディスクにまとめて保管委託を行っている。 システムの改修や設定変更に係る作業については、作業対象となるOSやミドルウェアが保有する機能によりID単位の操作内容が記録される。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の取り扱いのログを保存し、提供を求めることができる。 <p>※再委託先(PMHキー採番や運用保守)に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。</p>
--------	--

<p>特定個人情報の提供ルール</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>・本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。 ・委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務における追加措置> ・委託先(再委託も含む。)から他者への提供は行わない。 ・大阪市は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から他者への提供が行われていないことを確認できる。</p>
<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>・委託先に特定個人情報ファイルを提供することは基本的になく、特定個人情報を取扱う作業を行う場合は本庁舎等設置端末を利用する等、特定の作業場所で行うこととしている。 ・委託元は、必要があると認めるときは、委託先の個人情報等の保護状況について立入検査を実施する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務における追加措置> ・委託先には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。 ・大阪市は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から契約書で定められた範囲の特定個人情報しか提供されていないことを確認できる。</p>
<p>特定個人情報の消去ルール</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>特定個人情報の持ち出しは基本的に許可していないため、消去対象の情報はないが、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務における追加措置> ・委託契約終了後は保管していた全ての特定個人情報を消去する。 ・特定個人情報を紙媒体で保管しない。 ・委託契約書に基づき、消去について、大阪市は報告を受けることができ、それにより消去状況について確認が可能となる。</p>
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>規定の内容</p>	<p>・漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。 ・個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定める。 ・個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、委託業者に対し改善を求めるとともに、個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる。 ・目的外利用の禁止及び第三者への提供禁止。 ・個人情報等の外部への持ち出し禁止。 ・個人情報等を複写又は複製禁止(本市の同意を得た場合を除く)。 ・個人情報等の保護状況について立入検査を実施することが可能。 ・一括再委託等の禁止。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[十分にしている] 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない 4) 再委託していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の遵守を契約書に記載している。 ・業務に対する再委託先従事者の名簿提出を義務付けている。 ・秘密保持義務に関し覚書を交わしている。 ・情報セキュリティ確認書(※)により個人情報保護に関する必要な措置等について誓約させている。 (※)委託契約に際し、再委託先から委託先に対して提出させており、契約書に添付されている。 <p>＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務における追加措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。
その他の措置の内容	<p>＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務における追加措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書に以下の規定を設ける。 「委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。」
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<div style="border: 1px solid black; height: 50px;"></div>	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。 ・特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">1) 特に力を入れている</td> <td style="padding: 0 10px;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
1) 特に力を入れている	2) 十分である				
3) 課題が残されている					

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN(バーチャルプライベートネットワーク)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">1) 特に力を入れている</td> <td style="padding: 0 10px;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
1) 特に力を入れている	2) 十分である				
3) 課題が残されている					

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">1) 特に力を入れている</td> <td style="padding: 0 10px;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
1) 特に力を入れている	2) 十分である				
3) 課題が残されている					

リスク4: 入手の際に特定個人情報が入りこみ・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、入りこみ・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が入りこみ・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、入りこみ・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで入りこみ・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

<p>具体的な対策の内容</p>	<p>【中央情報処理センター第二別館（民間データセンター）サーバ室における対策】 特定個人情報を格納するサーバを設置するサーバ室は次の対策を行っている。 ・サーバ室は無窓構造であり、入退室できるドアは1か所に限定しており、これらのドアもICカードと生体認証装置による入退室管理を行っている。 ・サーバ機器は施錠されたラック内部に格納されている。 ・サーバ室には火災報知機やガス系消火設備を設置するなどの防火措置を行っている。 ・サーバ室内に設置したサーバは、転倒・落下防止等の耐震対策を行っている。 ・サーバ室で利用する電源はCVCF装置や自家発電装置を設置し、電気的障害に対する措置を講じている。 ・職員等がサーバ室等へ入退室をする際は、データの漏洩防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持込みがないかを確認する。 ・作業のためにサーバ室等へ入退室する際に、電子記録媒体等の機器類を持込み、持出しする場合は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ることとしている。</p> <p>【記録媒体等の保管場所における対策】 ・バックアップデータは、中央情報処理センター（第二別館）内に保管し、入室者の制限を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務における追加措置> Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>
------------------	--

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><国民健康保険等システム・統合基盤システムにおける措置> ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、サーバー及び端末機に常駐させることで、コンピュータウイルス等の不正プログラム検出を行っている。 ・ウイルス対策ソフトウェアについて、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施している。 ・国民健康保険等システム及び統合基盤システムは住民情報等を取り扱う重要システムが利用する専用ネットワークに接続しており、インターネットと物理的に接続されていない。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・システム画面についてはスクリーンコピーを不可能とする設定を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務における追加措置> Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された大阪市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・大阪市の端末とPublic Medical Hub (PMH)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・大阪市の端末とPublic Medical Hub (PMH)との通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>	
<p>再発防止策の内容</p>	
<p>⑩死者の個人番号</p>	<p>[保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p>
<p>具体的な保管方法</p>	<p>生存者の個人番号と同様の保管方法としている。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険等システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データについては、最新の状態で保管する。 ・住民の情報については、住基システムから情報を定期的に取得する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を取得する。 <p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名に係る住民の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)については、住基システムと連携し、最新の状態を維持する。また、住民以外の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報に更新される。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データについては、保管期間の満了後システムにてデータベースより削除する。 ・CD等の外部媒体については、物理的破壊を行う。 ・申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係ることも医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消去が必要となった情報は内部手続を経て消去し、その記録を残す。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>・個人情報を取扱うに当たり、事務作業の中で遵守しなければならないルールを設定し、遵守しているかのセルフチェックを定期的に行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> セキュリティ運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係るこども医療費事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な自己点検を行う。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>・大阪市情報セキュリティ検査実施要綱に基づき、毎年1回、最高情報セキュリティ責任者(情報セキュリティに係る本市の体制については、「大阪市情報セキュリティ管理規程」にて規定。)が実施する内部検査において、すべてのシステムの情報セキュリティ対策の実施状況について確認を行い、対応できていない項目の改善案を作成し、順次対応を行う。</p> <p>・監査委員による監査の一環として、自己点検や情報セキュリティ検査の結果等を参考に監査対象を選定し、情報セキュリティ監査を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> セキュリティ運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係るこども医療費助成事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>・大阪市情報セキュリティ検査実施要綱に基づき、毎年1回、最高情報セキュリティ責任者(情報セキュリティに係る本市の体制については、「大阪市情報セキュリティ管理規程」にて規定。)が実施する内部検査において、すべてのシステムの情報セキュリティ対策の実施状況について確認を行い、対応できていない項目の改善案を作成し、順次対応を行う。</p> <p>・監査委員による監査の一環として、自己点検や情報セキュリティ検査の結果等を参考に監査対象を選定し、情報セキュリティ監査を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> セキュリティ運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係るこども医療費助成事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係るこども医療費助成事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	

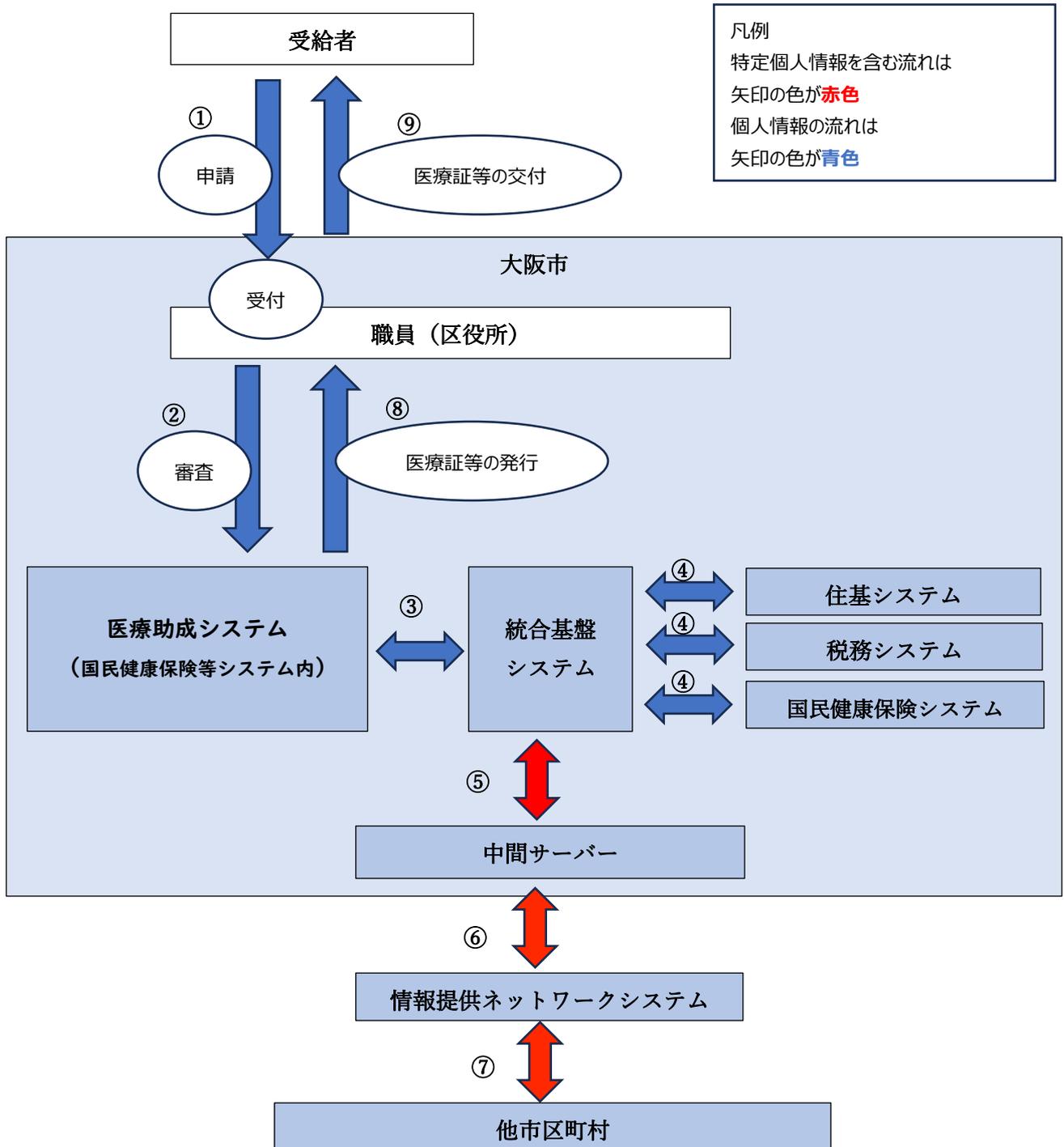
V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
②請求方法	・窓口(大阪市役所本庁舎1階市民相談室)で直接、開示・訂正・利用停止請求 ・郵便にて開示・訂正・利用停止請求
特記事項	大阪市ホームページ上に請求先及び請求方法を掲載。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	大阪市子ども医療費助成事業ファイル
公表場所	大阪市ホームページ https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000608631.html
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市子ども青少年局子ども家庭課 電話: 06-6208-7971 ファックス: 06-6202-4156
②対応方法	・問合せ内容を十分聴き取り、申出者に説明を行い、その対応について記録を残す。 ・漏えい等に係る問合せについては、必要に応じて調査等を実施し、申出者に説明する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	大阪市ホームページへの掲載及び市民情報プラザ(大阪市役所1階)での配架等により意見募集内容の閲覧を行い、郵送、FAX、電子メール又は窓口(大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課)への持参により意見を受け付ける。
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	大阪市個人情報保護審議会による点検
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

事務の内容_資格取得

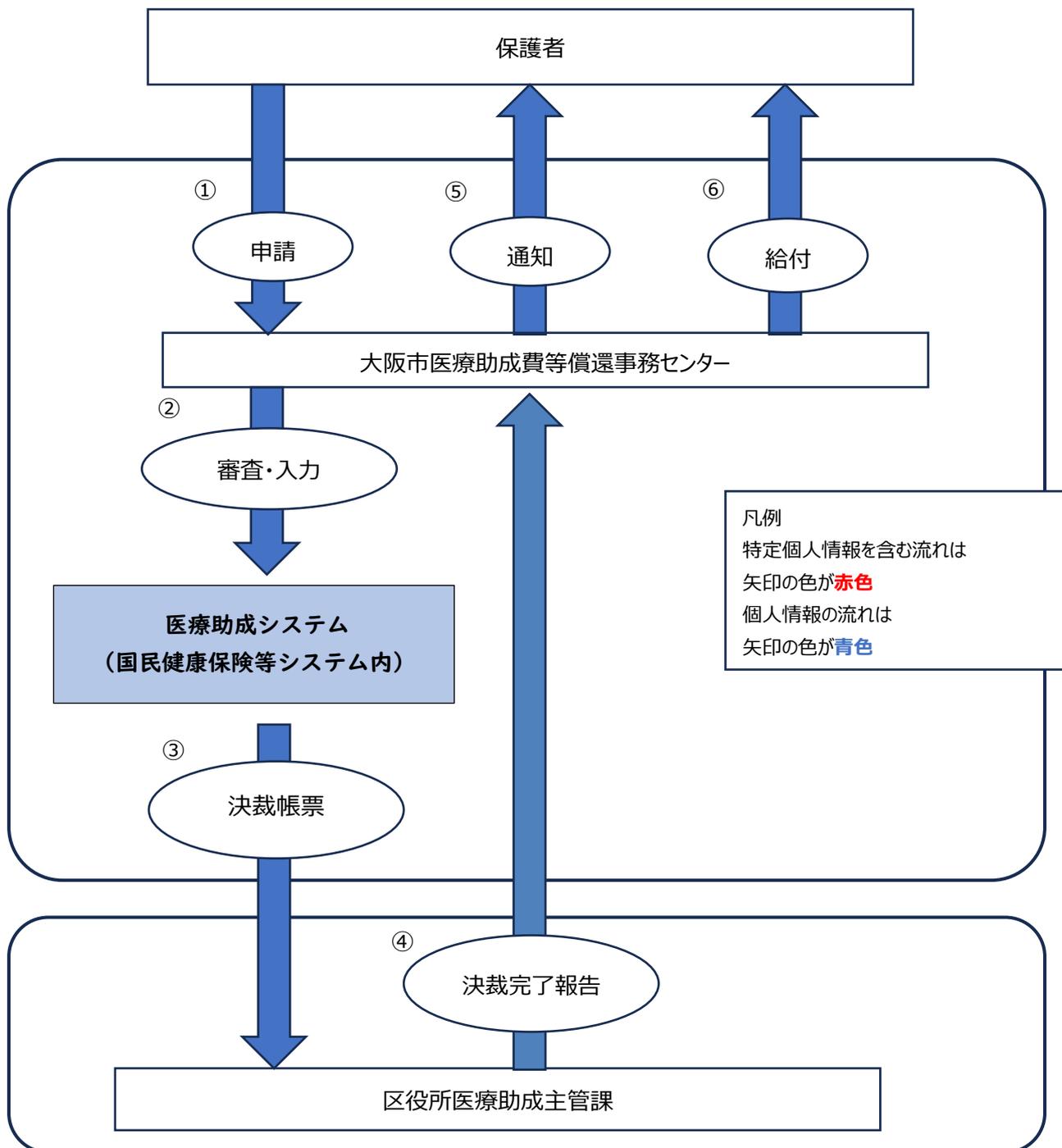


- ①医療証の交付申請書の届出とその受付
- ②提出書類に基づいて審査
- ③必要に応じて、統合基盤システムを通じて本市の他の業務システム及び中間サーバーへの情報連携を行う。
- ④住民票関係情報、地方税関係情報、市国保の保険資格情報の提供依頼を行い、医療証の審査・発行に利用する。
- ⑤統合基盤システムにおいて「団体内統合宛名番号」を付番する。
 統合基盤システムと中間サーバーは「団体内統合宛名番号」を通じて照会・回答する。

中間サーバーは、中間サーバーと情報提供ネットワークシステムの間で用いる、個人の識別子である「符号」と、本市内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。

- ⑥中間サーバーと情報提供ネットワークシステムは「符号」を通じて照会・回答する。
- ⑦情報提供ネットワークを通して他市区町村等へ、地方税関係情報、保険資格情報の提供依頼を行い、医療証の交付決定事務に利用する。
- ⑧国保等システムの更新により医療証等を発行する。
- ⑨発行した医療証や通知書を、郵送または窓口にて交付する。

事務の内容_給付



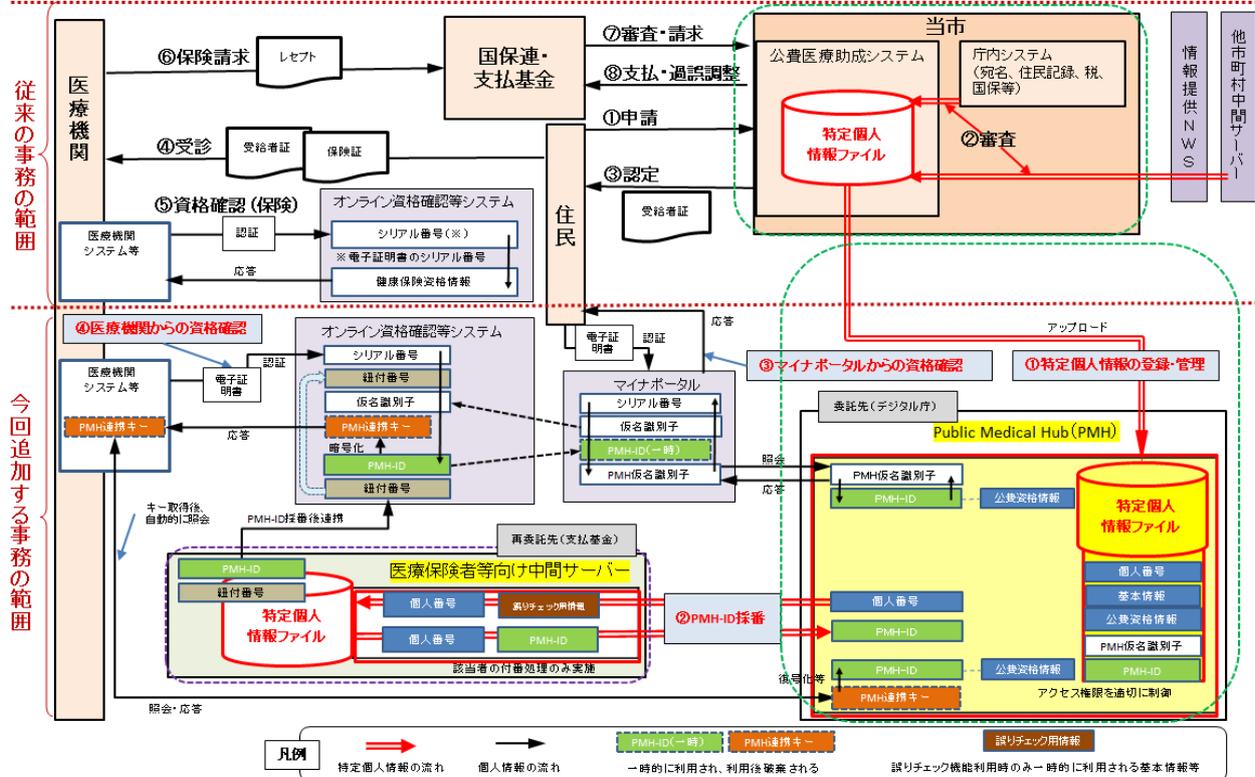
給付事務 こども医療費助成償還払い(現金支給)事務

- ① 保護者から、申請書、領収書原本等必要書類を大阪市医療助成費等償還事務センターあて郵送により申請。
- ② 償還事務センターにおいて、国保等システムで資格を確認し、申請内容の詳細を確認して国保等システムに入力。
支給対象金額を計算した上で、決裁帳票(定例決裁簿、支給申請書支給一覧、総合口座振替明細表)を作成。
- ③ 決裁帳票を区役所医療助成主管課へ送付。
- ④ 区役所医療助成主管課にて決裁し、償還事務センターに決裁完了を報告。
- ⑤ 償還事務センターにて支払処理(給付)。
- ⑥ 償還事務センターより保護者(申請者)あてに支給決定通知書又は不支給決定通知書を郵送にて交付。

事務の内容_PMH

公費医療費助成事務の概要 全体図

従来の事務では、①～⑧の流れで公費医療助成システムに情報が登録される(④～⑦は、医療機関や支払基金・国保連の事務)。⑤の資格確認は、マイナンバーカード(MNC)を利用して健康保険資格情報のみオンラインで確認が可能で、公費医療助成の資格は紙の受給者証で確認している。今回利便性の向上のため、MNCを利用した公費医療費助成の資格確認のオンライン化を事務の範囲に追加する。①～②の流れで、公費情報が連携され、保険証と同様に資格確認のオンライン化(③④)が可能となる。(緑色の枠が評価対象の事務、紫色の枠については社会保険診療報酬支払基金(支払基金)がPIAを実施するため評価対象外)



①特定個人情報の登録・管理

- ・情報連携のため、大阪市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費医療資格情報等の紐付け及び登録を行う。(LGWAN 回線等経由)
- ・PMH へ登録された個人情報へのアクセスは適切に制御される。

②PMH キー採番

- ・PMH は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムと PMH が連動するための PMH キーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、PMH キーを採番して PMH に回答する。医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーと紐付番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。

③マイナポータルからの資格確認

- ・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーに仮名識別子と PMH キーを紐付けて、マイナポータルに連携する。マイナポータルは、新たに PMH 用の仮名識別子(PMH 仮名識別子)を生成し、シリアル番号、仮名識別子、PMH キーと紐付けて、PMH に連携する。(連携後、マイナポータル上から PMH キーは削除される。)以降、マイナポータルからの資格確認が可能となる。
- ・住民がマイナポータル経由で、自身の公費医療資格情報を確認する。

④医療機関からの資格確認

- ・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーにマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号と PMH キーを紐付けて、一時的に利用するための PMH 連携キーを暗号化して生成する。オンライン資格確認等システムは、PMH に PMH 連携キーで公費医療費助成の資格情報を照会し、照会元となる医療機関システム等に同資格情報を応答する。(PMH 連携キーは都度作成され、利用後に削除される。)以降、医療機関システム等を利用して受診者が、マイナンバーカードで認証し、同意する都度、資格確認が可能となる。
- ・医療機関システム等(オンライン資格確認端末)を利用して、受診者がマイナンバーカードで認証し、同意することで医療機関は、公費医療資格情報の確認(閲覧/取得)が可能となり、医療機関は、必要に応じて医療機関システム等(電子カルテ、電子レセプトなど)の医療機関システムに同資格情報の取込みを行う。